

## 特定商取引法に基づく表記

販売事業者	株式会社常口アトム
責任者名	代表取締役 清河 智英
所在地	〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西3丁目1番地12 敷島ビル3F
お支払い方法	常口アトムより口座振替、クレジットカードのいずれかにてご請求させていただきます。
クーリング・オフ のお知らせ	<p>特定商取引に関する法律および割賦販売法の定めにより、お申込みの撤回または契約の解除が認められる場合(注)、以下の1～4が適用されます。</p> <p>1. 契約内容を記載した書面を受け取った日(その日前に、申込内容を記載した書面を受領した場合は、その受領した日)から起算して8日以内は書面により無条件でお申込みの撤回(契約が成立したときは契約の解除)を行うことができます(以下、「クーリング・オフ」といいます。)</p> <p>2. 不実のことを告げる行為をしたことによりお客さまが誤認し、または威迫したことによりお客さまが困惑しクーリング・オフを行わなかった場合、契約内容を記載した書面を受け取った日(その日前に、申込内容を記載した書面を受領した場合は、その受領した日)から起算して8日以内は書面によりクーリング・オフを行うことができます。</p> <p>3. クーリング・オフの効力は書面を発信したとき(郵便消印日付)から発生します。</p> <p>4. この場合、お客さまは、 (1)損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。 (2)すでに代金を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。 (3)すでに引き渡された商品の引取りに要する費用の支払義務はありません。 (4)土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無償で元の状態に戻すために必要な措置を行うよう請求することができます。</p> <p><u>(注)以下の場合等はクーリング・オフの対象外となります。</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・通信販売(WEBや電話等を通じたお申込み)の場合。</li><li>・営業所において申込み又は契約を締結して行う取引の場合(キャッチセールス等が行われた場合を除く)。</li><li>・お客さまがご自宅での取引を請求されて行われた訪問販売の場合。</li><li>・お申込みが営業のため又は営業として行われた場合。</li><li>・代金又は対価の総額が3,000円未満であり、かつ現金取引(口座振替等除く)の場合。</li></ul>

特定商取引法対象サービス名	料金（税抜き）
JOG光 リモートサポート	500円/月
JOG光 安心パック	700円/月
JOG光 サポート	500円/月
JOG光 ウイルスガード	400円/月
JOG光 クラウド	500円/月
JOG光 かけつけサービス	800円/月
無線ルーター レンタル	500円/月
JOG ひかり電話	500円/月
JOG ひかり電話エース	1,500円/月
JOG ひかり電話オフィスタイプ	1,300円/月
JOG ひかり電話オフィスエース	1,100円/月

## ★JOG光および@JOG関連商品の特定商取引法対象サービス

- JOG光 リモートサポート   JOG光 安心パック   JOG光 サポート   JOG光 ウイルスガード  
JOG光 クラウド   JOG光 かけつけサービス   JOG ひかり電話   JOG ひかり電話エース  
JOG ひかり電話オフィスタイプ   JOG ひかり電話オフィスエース   無線ルーターレンタル